

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－29 (30.11.27)	福祉保健	<p>保育士が専門性を発揮して働き続けられる保育環境を求めることについて</p> <p>▶陳情理由 少子化が進む中でも、保育士を必要とする低年齢児の入所希望者が増えていることもあり、慢性的な保育士不足は県内すべての市町村で深刻さを増している。 鳥取県社会福祉協議会が昨年7月に実施したアンケート調査で、現職保育士の74.2%は離職を希望する「退職予備群」である結果が明らかになった。保育現場の貧しい保育基準による環境や重い責任に見合わない低賃金や厳しい労働条件のもとで、多くの課題と疲労感を抱えながら専門性を発揮し日々の保育を行っていることが裏付けられ、いつ保育崩壊が起こってもおかしくない深刻な状況となっている。保育現場では有資格者の募集をかけても応募がなく、支援員等の無資格者の活用で補っている現状もあり、子どもの命や安全、発達が脅かされることが懸念され、保育の質が大きく問われている。 さらに鳥取県が今年8月、保育資格を持ちながら保育所で働いていない「潜在保育士」を対象とした実態調査で、「賃金が希望と合わない」、「保育の仕事の責任の重さに不安がある」として保育士以外の仕事に従事している理由が明らかになり、保育現場から離れている理由が改善されれば復職する意向を示す結果も出ている。 保育士は、子育てのスペシャリストである。生活できる賃金と働き続けられる労働条件がなければ、学び経験を積み重ねていくことはできない。地方財政が厳しい中だからこそ、「子育て王国」を推進する鳥取県として、自治体の保育行政の下支えを行い、保育士として働き続けられる施策を求めるものである。</p> <p>▶陳情事項 1 鳥取県における保育士の配置基準について、4・5歳児に</p>	<p>鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">本会議(30.12.19)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>保育士の配置基準のうち4、5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善の中に、30対1から25対1への改善が盛り込まれているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていないのが現状です。 また、保育士、保育教諭、放課後児童クラブ支援員の処遇については、国の制度において一部改善が図られ、さらに本年7月に保育士の更なる処遇改善と配置基準について、国に対し、要望を実施し、今後の国の動きを注視しているところであることや、県においても県単加配職員の補助単価引き上げや放課後児童クラブ支援員の加算など処遇改善が実施できるよう県単の予算措置を行っていることから、不採択と決定いたしました。</p> </div>	不採択 (30.12.19)

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>対する30：1を20：1に改善すること。</p> <p>2 鳥取県において、保育職員、保育教諭、放課後児童クラブ支援員などの賃金を専門職にふさわしい水準に引き上げるための県独自の補助事業を創設すること。</p>		

福祉生活病院常任委員会・陳情